

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和4年8月1日(2022.8.1)

【国際公開番号】WO2021/111832
 【出願番号】特願2021-562535(P2021-562535)

【国際特許分類】

G 0 6 N 20/00(2019.01)

G 0 6 N 3/08(2006.01)

【F I】

G 0 6 N 20/00 1 3 0

G 0 6 N 3/08 1 2 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月6日(2022.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータにより実行される方法であって、

第1データを取得し、

前記第1データを第1推論モデルに入力して第1推論結果を算出し、

前記第1データを第2推論モデルに入力して第2推論結果を算出し、

前記第1推論結果及び前記第2推論結果の類似度を算出し、

前記類似度に基づいて機械学習における訓練データである第2データを決定し、

前記第2データを用いて前記第2推論モデルを機械学習により訓練し、

前記類似度は、前記第1推論結果と前記第2推論結果とが一致しているか否か、であり、 30

前記第1推論結果と前記第2推論結果とが一致しない場合、前記決定では、前記第1推論モデルおよび前記第2推論モデルに入力された前記第1データを加工したデータを前記第2データとして決定する、

または、

前記類似度は、前記第1推論結果における第1推論値の大きさと前記第2推論結果における第2推論値の大きさとの類似度であり、

前記第1推論値と前記第2推論値との差分が閾値以上である場合、前記決定では、前記第1推論モデルおよび前記第2推論モデルに入力された前記第1データを加工したデータを前記第2データとして決定する、

情報処理方法。

40

【請求項2】

前記第1推論モデルの構成と前記第2推論モデルの構成は異なる

請求項1に記載の情報処理方法。

【請求項3】

前記第1推論モデルの処理精度と前記第2推論モデルの処理精度は異なる

請求項1又は2に記載の情報処理方法。

【請求項4】

前記第2推論モデルは、前記第1推論モデルの軽量化により得られる

請求項2又は3に記載の情報処理方法。

【請求項5】

50

前記訓練では、前記第2データを他の訓練データより多く用いて前記第2推論モデルを訓練する

請求項1～4のいずれか1項に記載の情報処理方法。

【請求項6】

前記第1推論モデル及び前記第2推論モデルは、ニューラルネットワークモデルである
請求項1～5のいずれか1項に記載の情報処理方法。

【請求項7】

第1データを取得する取得部と、

前記第1データを第1推論モデルに入力して第1推論結果を算出し、前記第1データを第2推論モデルに入力して第2推論結果を算出する推論結果算出部と、

10

前記第1推論結果及び前記第2推論結果の類似度を算出する類似度算出部と、

前記類似度に基づいて機械学習における訓練データである第2データを決定する決定部と、

前記第2データを用いて第2推論モデルを機械学習により訓練する訓練部と、を備え、
前記類似度は、前記第1推論結果と前記第2推論結果とが一致しているか否か、であり、
前記第1推論結果と前記第2推論結果とが一致しない場合、前記決定部は、前記第1推論モデルおよび前記第2推論モデルに入力された前記第1データを加工したデータを前記第2データとして決定する、

または、

前記類似度は、前記第1推論結果における第1推論値の大きさと前記第2推論結果における第2推論値の大きさとの類似度であり、

20

前記第1推論値と前記第2推論値との差分が閾値以上である場合、前記決定部は、前記第1推論モデルおよび前記第2推論モデルに入力された前記第1データを加工したデータを前記第2データとして決定する、

情報処理システム。

【請求項8】

センシングデータを取得する取得部と、

前記センシングデータを第2推論モデルに入力して推論結果を取得する制御部と、

取得された前記推論結果に基づくデータを出力する出力部と、を備え、

前記第2推論モデルは、第2データを用いて機械学習により訓練され、

30

前記第2データは、機械学習における訓練データであり、類似度に基づいて決定され、

前記類似度は、第1推論結果及び第2推論結果から算出され、

前記第1推論結果は、第1データを第1推論モデルに入力して算出され、

前記第2推論結果は、前記第1データを前記第2推論モデルに入力して算出され、

前記類似度は、前記第1推論結果と前記第2推論結果とが一致しているか否か、であり、

前記第1推論結果と前記第2推論結果とが一致しない場合、前記第1推論モデルおよび前記第2推論モデルに入力された前記第1データを加工したデータが前記第2データとして決定される、

または、

前記類似度は、前記第1推論結果における第1推論値の大きさと前記第2推論結果における第2推論値の大きさとの類似度であり、

40

前記第1推論値と前記第2推論値との差分が閾値以上である場合、前記第1推論モデルおよび前記第2推論モデルに入力された前記第1データを加工したデータが前記第2データとして決定される、

情報処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【 0 0 0 6 】

本開示に係る情報処理方法は、コンピュータにより実行される方法であって、第1データを取得し、前記第1データを第1推論モデルに入力して第1推論結果を算出し、前記第1データを第2推論モデルに入力して第2推論結果を算出し、前記第1推論結果及び前記第2推論結果の類似度を算出し、前記類似度に基づいて機械学習における訓練データである第2データを決定し、前記第2データを用いて前記第2推論モデルを機械学習により訓練する処理を含み、前記類似度は、前記第1推論結果と前記第2推論結果とが一致しているか否か、であり、前記第1推論結果と前記第2推論結果とが一致しない場合、前記決定では、前記第1推論モデルおよび前記第2推論モデルに入力された前記第1データを加工したデータを前記第2データとして決定する、または、前記類似度は、前記第1推論結果における第1推論値の大きさと前記第2推論結果における第2推論値の大きさとの類似度であり、前記第1推論値と前記第2推論値との差分が閾値以上である場合、前記決定では、前記第1推論モデルおよび前記第2推論モデルに入力された前記第1データを加工したデータを前記第2データとして決定する。

10

20

30

40

50